

附則別表第1(附則第3条関係)

第1 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの

	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
メタル回線収容装置等(端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの(アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)
	メタル回線収容装置用レイヤ2スイッチ(以下「メタル回線収容装置用L2SW」という。)	収容局に設置するもの
	消防警察トランク	収容局に設置するもの
	警察消防用回線集約装置	
メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	き線点遠隔収容装置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
	アナログ局内回線収容部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間(き線点遠隔収容装置を経由しな

		い場合に限る。)に設置するもの
	アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	主配線盤	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
関門系ルータ以外の共用コアルータ	共用コアルータ	コア局に設置するもの
	コア局用レイヤ2スイッチ(以下「コア局用L2SW」という。)	コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であって、メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
共用コアルータ間に設置するもの		
海底中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	
	共用コアルータ間に設置するもの	
	無線伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～

		共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系共同溝		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系とう道		音声收容ルータ又は共用收容ルータ～ 共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
SIPサーバ	コールサーバ(以下「CS」)	コア局に設置するもの

	という。)	
関門系ルータ	関門系ルータ	相互接続局に設置するもの
	相互接続局用レイヤ2スイッチ(以下「相互接続局用L2SW」という。)	相互接続局に設置するもの
セッションボーダコントローラ	セッションボーダコントローラ(以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話端末に限る。

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械

	市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産(ソフトウェアを除く。)